

# 更正の請求書

法人番号

受付印

令和 年 月 日  三重県亀山市長 あて	所在地		
	電話番号		
	ふりがな		
	法人名		
	代表者氏名 印	印	
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。			
更正の請求の対象となる事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
摘要	更正の請求前	更正の請求後	
課税標準等	円	円	
税額等			
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限	令和 年 月 日	
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	令和 年 月 日	
	第2号の更正・決定等のあった日	令和 年 月 日	
	第3号の政令で定める理由の生じた日	令和 年 月 日	
法第321条の8の2の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知書	令和 年 月 日	
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項			
還付先口座番号	銀行	支店	(普通・当座)

## ＜第10号の4様式 記載要領＞

1. この請求書は法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
2. この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。
3. 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。
4. 「更正の請求をする理由及び請求するに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。  
なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

**控えが必要な場合は「写し」と返信用封筒を同封してください。**